

北海道小児科医会会則

昭和54年4月22日設立総会議決
平成6年8月27日総会において一部改正
平成7年5月13日総会において一部改正
平成8年8月24日総会において一部改正
平成12年5月20日総会において一部改正
平成14年5月18日総会において一部改正
平成28年4月23日総会において一部改正

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は北海道小児科医会と称する。

2 事務所を北海道医師会館内（札幌市中央区大通西6丁目）内に置く。

第2章 構成

第2条 本会は北海道在住の小児科医で本会の主旨に賛同するものをもって組織する。

第3章 目的及び事業

第3条 本会は北海道在住小児科医が密接な連携を保ちつつ、臨床医学の水準を高め、地域医療の発展に努め、且つ会員相互の親睦を図ると共に、日本小児科医会、日本小児科学会を支援することを目的とし、次の事業を行う。

- （1）会員の専門知識の研修
- （2）地域医療問題への対応と情報の交換
- （3）保険医療に関する研修並びに指導
- （4）会員相互の親睦と福祉の増進
- （5）その他本会の目的を達成するため必要な事業

第4章 会員

第4条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をしなければならない。

2 届出事項に変更を生じた場合又退会しようとする場合は、その届出をしなければならない。

3 理由なしに1年以上会費を納入しない時は、退会したものとする。

4 会員は、本会所定の会費等を納入しなければならない。会費等は次のとおりとする。

- （1）A会員（開業医）：12,000円
但し、4月1日現在で80歳以上のA会員は8,000円とする。
- （2）B会員（勤務医）：8,000円

5 会費は、毎年12月31日までに納入しなければならない。

第5章 役員

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----|----------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 3名 |
| 理事 | 若干名（うち常任理事若干名） |
| 監事 | 3名 |

2 会長及び副会長は理事とする。

第6条 役員は、総会において会員の中から選挙する。

2 常任理事は、会長が指名し総会の承認を得る。

第7条 役員の任期は2年とする。

2 役員の任期の起算は、その選挙が行われた年の4月1日からとする。

3 任期満了後であっても後任者が選任されるまではその職務を行わなければならない。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時その職務を代行する。

3 理事は、会務を掌理する。

4 常任理事は、会長の定めるところにより、会務を分担して、常時会務を掌理する。

5 監事は、会務及び財産状況を監査する。

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第10条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、理事会に諮り、会長が委嘱する。

3 参与の任期は、役員の任期と同じとする。

第6章 会議

第11条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とし、会長が招集し、その議長となる。

第12条 総会は毎年1回定期的に開催し、必要ある時は臨時総会を開催する。総会の議決は出席者の過半数をもって決するものとする。

2 次の事項は総会の議決を受けなければならない。

- （1）予算及び決算
- （2）事業計画
- （3）会則の変更
- （4）その他理事会において必要と認めた事項

第13条 理事会及び常任理事会は、理事及び常任理事過半数の出席により成立し、出席者3分の2以上の賛同を得て議決する。

第7章 会計

第14条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 本会の財産は、会長が管理する。

第8章 附則

1 本会則は平成28年4月23日より施行する。